

JR四国グループ退職者の皆様へ



ほっと安心保険のご案内

(団体総合生活保険)



最大
28%
割引*1

「まさか」のことは突然起こる！家計にやさしく、万一来る

リスクに備える充実の補償で

退職者の皆様やご家族の生活をお守りします！

約86秒に1人が、
交通事故により負傷！*2



ケガに備える

傷害補償

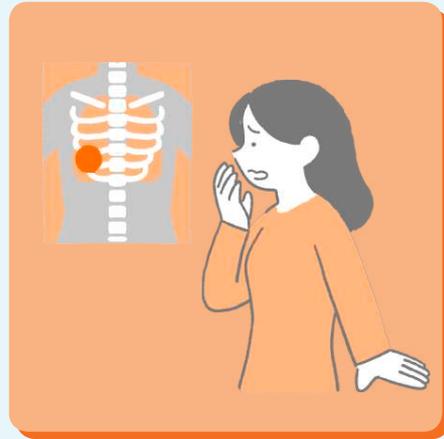
約7分に1件、
自転車事故が発生！*3



他人への賠償責任に備える

個人賠償責任

男性、女性ともに、
およそ2人に1人が、
一生のうちにがんと診断される！*4



がんのリスクへの備え

がん補償



熱中症になった

他にも、“もしも”に備えて様々な補償をご用意しています。

※補償ラインナップは目次をご参照ください。

保険期間

2026年 5月1日
2027年 5月1日

午後4時から
午後4時まで

募集期間

2026年 2月24日 から
2026年 3月27日 まで

お問い合わせはこちらまで

代理店

ジェイアール四国保険センター

【香川地区】(担当：山下、高井、佐藤、垣見)
【高知地区】(担当：高井)
住所：〒760-0011 香川県高松市浜ノ町8-24
TEL：(NTT・高松地区) 087-851-6003
(NTT・高知地区) 088-871-1307(転送)
FAX：087-851-7010

【徳島地区】(担当：吉野、後藤)
住所：〒770-0831 徳島県徳島市寺島本町西1丁目61-5F
TEL：(NTT) 088-625-5701
FAX：088-623-1305

【愛媛地区】(担当：高本)
住所：〒790-0063 愛媛県松山市辻町1-27 ケルンビル2階
TEL：(NTT) 089-989-9610
FAX：089-945-2378

受付時間：平日 午前9時～午後5時

※重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)、補償の概要等は、以下のいずれかの方法によりご確認ください。

- a. 2次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書または、JR四国ステーション開発(ジェイアール四国保険センター)のホームページ <https://www.jr-shikoku.co.jp/jrs-station/kagawa/hoken/> に掲載の重要事項説明書 (重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。)
- b. 重要事項説明書の冊子(ご希望の場合は、JR四国ステーション開発(ジェイアール四国保険センター) tel:087-851-6003 までご連絡ください。)



- *1 割引の詳細は「ほっと安心保険の特徴」をご確認ください。
- *2 出典：警察庁交通局「令和5年中の交通事故の発生状況」をもとに東京海上日動にて作成
- *3 出典：警察庁「自転車関連交通事故の状況」をもとに東京海上日動にて作成
- *4 出典：(公財)がん研究振興財団「がんの統計2024」累積がん罹患・死亡リスク(2019年罹患・死亡データに基づく)全がん

引受幹事保険会社：

東京海上日動火災保険株式会社

こんなもしもの出費に、備えていますか？

傷害補償 ケガへの 備え



事故に注意していても…

交通事故によるケガの事故率

1,000人あたり約 **2.5**人^{*1}

入院・通院などへの資金準備があると安心です！

【保険金お支払い事例】

交通事故で20日間入院、60日間通院

FB1タイプの場合

〈受取保険金額〉

10万円

入院保険金日額 2,000円

通院保険金日額 1,000円

年齢一律/男女共通

一時払保険料は**6,620**円

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

*1 出典：警察庁交通局「令和5年中の交通事故の発生状況」をもとに東京海上日動にて作成

個人賠償責任

加害者になっ た場合に 備える



自転車を運転中に歩行者と接触してケガをさせた…

〈高額賠償事例〉 **9,521**万円
加害者への支払い命令 *1

もしも加害者になってしまった場合に備えられます！

他にもこんなリスクが！

子どもが店の
商品を壊して
しまった

飼い犬が
他人にかみつき
ケガをさせた

等

年齢一律/男女共通

一時払保険料は**930**円

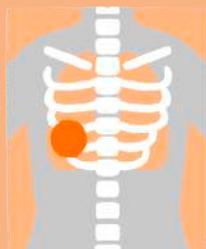
※KJ1タイプの場合

*1 神戸地方裁判所、2013年7月4日判決事例

家計にやさしい**団体保険**で、しっかり備えを！

がん補償

がんのリスクへの備え



がんと診断確定されて治療のために入院した…

【医療費・自己負担額の例】（胃がんで15日間入院したケース）*1

医療費の自己負担額	176,620円
差額ベッド代他	133,000円

合計 約 **30.9**万円

がん診断保険金があれば、あらゆる費用に活用できます！

【保険金お支払い事例】 **がんと診断確定された場合**

<がん診断保険金>

100万円 がん診断保険金
100万円プラン

60歳(男女共通)の場合

一時払保険料は **33,020**円
※G1タイプの場合

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例。医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

※ご加入タイプや診断・治療内容により、上記のがん診断保険金以外の保険金もお支払いの対象となる場合があります。

*1 出典：(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

ほっと安心保険の特徴

■最大28%割引が適用されて保険料が割安！

団体割引：20%適用、損害率による割引：10%適用

■ご加入手続きが簡単！

ご加入時の医師の診査は不要*1、保険料の払込みは便利な口座振替

■自動セットの充実したサービス！*2

メディカルアシストやデイリーサポート、介護アシスト等、健康・暮らしのサービスが自動セット

■ご家族も加入できる！*3

*1 医療補償、がん補償、介護補償にご加入の場合は加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

*2 自動セットのサービス詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。

*3 詳細は「保険の対象となる方(被保険者)について」をご参照ください。



その他にも安心できる各種補償をご用意しています。
ご家族のみなさまとご相談のうえ、ご加入をご検討ください。

お手続きは裏表紙を、詳しくは次ページ以降をご確認ください。

公的医療保険とは

病気やケガをしたとき、公的医療保険に加えて「傷害補償」「がん補償」「医療補償」があると安心です。



公的医療保険って？

病気やケガのリスクに備えるための手段である保険には、大きく分けて公的医療保険と民間保険があります。

[医療費の一部負担(自己負担)の割合について]

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度とは、病気やケガをしたときに医療費の一部が軽減される制度です。医療保険行為を受けた医療機関で保険証を提示すると、医療費の自己負担額が原則1～3割になります。

年齢	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳以上	1割負担	2割負担	3割負担
70～74歳	2割負担		
6歳(義務教育就学後)～69歳	3割負担		
義務教育就学前	2割負担(自治体により異なる)		

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

※2024年10月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

[高額療養費制度について]

医療機関等の窓口で支払う医療費が1か月(1日から末日まで)で上限額を超えた場合に、年齢や所得に応じて超過した部分が払い戻される制度です。

70歳未満の場合の上限額

所得区分	ひと月の上限額 (世帯ごと)	4回目からの 上限額*1
① 年収約1,160万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 年収約770万円～ 約1,160万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 年収約370万円～ 約770万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ 年収約370万円以下	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

*1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目以降から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2024年10月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。



公的医療保険はあるけれど…

公的医療保険を活用しても自己負担は発生し、療養期間が長引くことで負担も大きくなります。また、**差額ベッド代**や**先進医療の技術料**等、公的医療保険が適用されない費用もあります。

だから

公的医療保険の不足分に対する備えとして、「傷害補償」「がん補償」「医療補償」へのご加入をご検討ください。

目次

- 保険の対象となる方(被保険者)について
- 補償ラインナップ(基本補償)



傷害補償(ケガへの備え)(P. 6)



個人賠償責任(他人への賠償責任への備え) (P.8)



弁護士費用等(人格権侵害等)(P.9)



救援者費用等(事故時の救援活動費用への備え) (P.9)



携行品(身の回り品への備え)(P.10)



ホールインワン・アルバイトロス費用(P.11)



医療補償(病気への備え)(P.12)



がん補償(がんのリスクへの備え)(P.14)



介護補償(介護への備え) (P.16)



- サービスのご案内
- 告知の大切さに関するご案内
- 加入依頼書の記入例
- 新規のご加入を停止しているプラン
- お申込み方法

保険の対象となる方(被保険者)について

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方

	本人型	家族型補償(本人型以外)	
		傷害補償	賠償・財産・費用に関する補償*2
① 四国旅客鉄道株式会社およびその系列会社の退職者	○	○	○
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	○	○
	①の方と同居されているご親族・使用人の方	○	×

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1について年齢*3等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。
※対象となる系列会社については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任、携行品、ホールインワン・アルバイトロス費用、救護者費用等、弁護士費用等(人格権侵害等)をいいます。

*3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

■ 傷害補償、介護補償、賠償・財産・費用に関する補償

	本人型	夫婦型	家族型
① ご本人*1	○	○	○
② ご本人*1の配偶者	—	○	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	—	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

■ 医療補償、がん補償

	本人型
① ご本人*1	○
② ご本人*1の配偶者	—
③ ご本人*1のお子様	—

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1)配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚約とは異なります。)

①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2)親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3)未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

補償ラインナップ(基本補償)



傷害補償(ケガへの備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■日常生活全般プラン

国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…交通事故によるケガ ・工作中的ケガ ・家庭内でのケガ
・旅行中のケガ ・スポーツ中のケガ



[天災危険補償特約] <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたまたは熱中症となった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

[特定感染症危険補償特約] <追加補償>

特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

*1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

■ゴルフ中等限定プラン [ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット]

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…スイングした拍子に転んだときのケガ



死亡・後遺障害

ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガや熱中症で入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガや熱中症で通院*3した場合に保険金をお支払いします。

*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間
 団体割引：20%、損害率による割引：10%

プラン		日常生活全般プラン			ゴルフ中等限定プラン*4			
型		本人型	夫婦型	家族型	本人型			
タイプ名		FB1タイプ ^o	FB2タイプ ^o	FB3タイプ ^o	GF1タイプ ^o	GF2タイプ ^o	GF3タイプ ^o	GF4タイプ ^o
加入限度口数		5口	5口	5口	1口	1口	1口	1口
天災危険補償特約		○	○	○	-	-	-	-
特定感染症危険補償特約*1		○	○	○	-	-	-	-
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約		-	-	-	○	○	○	○
手術保険金の支払倍率変更に関する特約(傷害用)		○	○	○	-	-	-	-
重大手術の支払倍率変更に関する特約(傷害用)		○	○	○	-	-	-	-
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	150万円	150万円	150万円	650万円	650万円	650万円	3,000万円
	入院保険金日額(1日あたり)	2,000円*2	2,000円*2	2,000円*2	7,000円*3	7,000円*3	7,000円*3	12,000円*3
	通院保険金日額(1日あたり)	1,000円	1,000円	1,000円	2,400円	2,900円	3,500円	7,700円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額		150万円	150万円				
	入院保険金日額(1日あたり)	-	2,000円*2	2,000円*2	-	-	-	-
	通院保険金日額(1日あたり)		1,000円	1,000円				
ご親族	死亡・後遺障害保険金額			150万円				
	入院保険金日額(1日あたり)	-	-	2,000円*2	-	-	-	-
	通院保険金日額(1日あたり)			1,000円				
保険料(一時払)		6,620円	12,720円	23,590円	870円	1,010円	1,180円	2,880円

※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

*1 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します(死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象外です。)

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の① 重大手術*5：40倍、② ①以外の入院中の手術：20倍、③ ①および②以外の手術：5倍となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*4 保険期間中に他のプランから「ゴルフ中等限定プラン」に変更することまたは「ゴルフ中等限定プラン」から他のプランに変更することはできません。

*5 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

【今年度の主な改定点】

※熱中症を補償対象とします。

※熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプにより、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。

詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

傷害補償 熱中症の補償追加・保険料改定他

■ 熱中症の補償追加

- ▶ 気候変動に伴う気温上昇等により、熱中症による死亡者数や救急搬送人員が増加しています。
- ▶ 一方で、熱中症は運動やレジャー等、ケガと同様の状況下で発生することが多いものの、これまでの傷害補償では補償対象外となっており、わかりにくいというご意見や補償対象としてほしいというご要望をいただいていた。

猛暑日数の推移



出典：気象庁 [全国13地点平均]日最高気温35℃以上(猛暑日)の年間日数

熱中症による死亡者数の推移



出典：環境省 熱中症死亡者(5年移動平均)の推移

- ▶ 熱中症のリスクやお客様ニーズの高まりを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、傷害補償基本特約等において熱中症を補償の対象とします。
また、2024年6月の傷害保険参考純率改定*1や熱中症の補償追加、および収支状況を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるため、保険料を見直します。
- ▶ その他、先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、「特定感染症危険補償特約」の保険料を引き上げます。
- ▶ なお、実際にご負担いただく保険料は、ご契約条件や職種級別による料率区分の廃止*2により異なり、引上げとなるケースと引下げとなるケースがあります。

改定前後の保険料例

タイプ			改定前保険料	改定後保険料	改定額
日常生活全般プラン (本人型)	●● タイプ	職種級別A	1,280円	1,370円	+90円
		職種級別B	1,930円		▲560円
日常生活全般プラン (家族型)	●● タイプ	職種級別A	4,430円	4,790円	+360円
		職種級別B	5,080円		▲290円
交通事故等限定プラン (本人型)	●● タイプ	—	460円	420円	▲40円
ゴルフ中等限定プラン (本人型)	●● タイプ	—	1,150円	990円	▲160円

※死亡・後遺障害保険金額500万円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円、団体割引30%場合の月払保険料です。改定前保険料については熱中症危険補償特約セットなしの前提で算出しています。

*1 保険会社は参考純率を適宜参照しながら自社の純保険料を決定しております。

*2 職種級別(A・B)ごとに異なる料率を定めていましたが、職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)し、加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。

※改定の詳細およびその他の主な改定項目は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。



個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば…・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

- ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- ・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
- ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
- ・ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。



■ゴルフ中等限定プラン

【ゴルフ賠償責任補償特約セット】

国内外においてゴルフの練習、競技または指導中に、他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

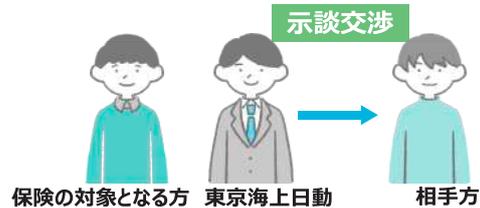
- 例えば…・ボールをぶつけてケガをさせてしまった。
・他人から借りたゴルフクラブを壊してしまった。



*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン		日常生活全般プラン		ゴルフ中等限定プラン
タイプ名		KJ2タイプ ^o	KJ1タイプ ^o	GKタイプ ^o
個人賠償責任	型	家族型		本人型
	保険金額	国内：1億円 国外：1億円	国内：1億円 国外：1億円	国内：1億円 国外：1億円
弁護士費用等 (人格権侵害等)	型	家族型	-	-
	保険金額	300万円	-	-
保険料(一時払)		2,710円	930円	620円

※弁護士費用等(人格権侵害等)の補償内容については、「弁護士費用等(人格権侵害等)」のページをご確認ください。

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。



個人賠償責任にご加入の場合は、傷害補償にもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



弁護士費用等(人格権侵害等)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

例えば… ・自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。

・電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。

・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。



保険金額・保険料表

保険金額・保険料につきましては、「個人賠償責任」のページをご参照ください。



救援者費用等(事故時の救援活動費用への備え)

国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等で、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。

例えば… ・乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。

・ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%

※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型	夫婦型	家族型
タイプ名	KY1タイプ ^o	KY2タイプ ^o	KY3タイプ ^o
保険金額	300万円	300万円	300万円
保険料(一時払)	140円	270円	500円



救援者費用等にご加入の場合は、傷害補償にもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



携行品(身の回り品への備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■携行品基本プラン

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

例えば… 旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。

・外出中、ハンドバッグをひったかれた。

・ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



■ゴルフ用品限定プラン [ゴルフ用品補償特約セット]

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

①ゴルフ用品の盗難

※ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。

②ゴルフクラブの破損、曲損

例えば… ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン	携行品基本プラン						ゴルフ用品限定プラン			
	本人型	夫婦型	家族型	本人型	夫婦型	家族型	本人型			
タイプ名	KE1タイプ	KE2タイプ	KE3タイプ	KE4タイプ	KE5タイプ	KE6タイプ	KEG1タイプ	KEG2タイプ	KEG3タイプ	KEG4タイプ
保険金額	10万円	10万円	10万円	30万円	30万円	30万円	10万円	30万円	10万円	30万円
免責金額 (自己負担額)	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	0円	0円	5,000円	5,000円
保険料 (一時払)	560円	680円	860円	1,340円	1,610円	2,060円	720円	1,730円	470円	1,130円

! 携行品にご加入の場合は、傷害補償にもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。



- 以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス*1
 - ア. 同伴競技者
 - イ. 同伴競技者以外の第三者*2
- 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

例えば… ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。

※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。

※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】

原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*2の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

*1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型	夫婦型	家族型	本人型	夫婦型	家族型
タイプ名	H1タイプ ^o	H2タイプ ^o	H3タイプ ^o	H4タイプ ^o	H5タイプ ^o	H6タイプ ^o
保険金額	30万円	30万円	30万円	50万円	50万円	50万円
保険料(一時払)	2,610円	3,900円	6,200円	4,950円	7,380円	11,740円

! ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償にもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



医療補償(病気への備え)

病気やケガで入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。



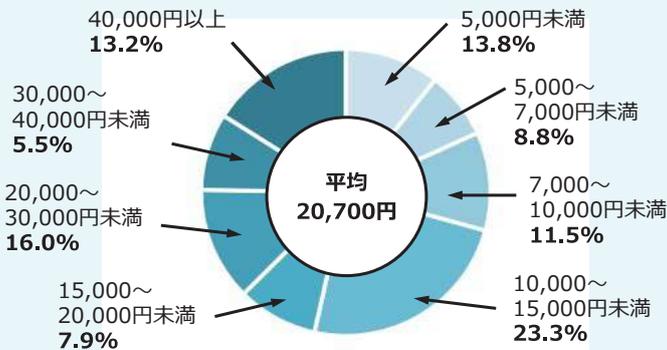
疾病入院	病気入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について360日を限度とします。
疾病手術	病気ですべて手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回を受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
傷害入院	ケガで入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について360日を限度とします。
傷害手術	ケガですべて手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
退院後通院	病気やケガで入院し、退院後、退院日の翌日から180日以内に通院したときに保険金をお支払いします。 ※1回の入院後の通院について90日を限度とします。
総合先進医療	病気やケガで先進医療*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1 対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。
総合先進医療一時金	総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに保険金(一時金)をお支払いします。
女性入院	一般に女性が罹患(りかん)しやすいとされる所定の病気(乳房・女性生殖器のがん等)の他、糖尿病等所定の病気入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について360日を限度とします。
女性形成治療	病気やケガのため、乳房切除術等所定の手術を受けたときに保険金をお支払いします。



入院費って
いくらぐらいかかるの？

入院時の1日あたりの自己負担費用

[集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人(高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))]



※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含みます。)や衣類、日用品費等を含みます。

※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。

【出典】(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

もしもの病気のリスクに備えて「医療補償」があると安心です。

さらに

病気によっては入院期間が長くなります。

退院患者平均在院日数



【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

だから

入院や手術を補償する

「医療補償」だと安心です。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：20%、損害率による割引：10%
 ※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型							
性別		男性・女性共通			女性				
タイプ名		I1タイプ	I2タイプ	I3タイプ	WI1タイプ	WI2タイプ	WI3タイプ		
ご本人	疾病入院保険金日額(1日あたり)		1,000円	2,000円	3,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
	疾病手術 保険金額	重大手術*1	4万円	8万円	12万円	4万円	8万円	12万円	
		上記以外の 手術	入院中	2万円	4万円	6万円	2万円	4万円	6万円
			入院中以外	5,000円	1万円	1.5万円	5,000円	1万円	1.5万円
	放射線治療保険金額		2万円	4万円	6万円	2万円	4万円	6万円	
	傷害入院保険金日額(1日あたり)		1,000円	2,000円	3,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
	傷害手術 保険金額	重大手術*1	4万円	8万円	12万円	4万円	8万円	12万円	
		上記以外の 手術	入院中	2万円	4万円	6万円	2万円	4万円	6万円
			入院中以外	5,000円	1万円	1.5万円	5,000円	1万円	1.5万円
	退院後通院保険金日額(1日あたり)		1,000円	1,000円	1,500円	1,000円	1,000円	1,500円	
	総合先進医療基本保険金額		500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	
	総合先進医療一時金額		10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
	女性入院保険金日額(1日あたり)		-	-	-	1,000円	2,000円	3,000円	
	女性形成治療保険金額(手術の種類により)		-	-	-	2万円・4万円	4万円・8万円	6万円・12万円	
保険料 (一時払)	0～4歳		2,130円	3,430円	4,830円	2,300円	3,760円	5,330円	
	5～9歳		1,860円	2,880円	4,010円	2,030円	3,210円	4,510円	
	10～14歳		1,790円	2,750円	3,810円	1,960円	3,090円	4,320円	
	15～19歳		1,930円	3,020円	4,220円	2,190円	3,540円	4,990円	
	20～24歳		2,320円	3,760円	5,330円	2,860円	4,840円	6,950円	
	25～29歳		2,450円	3,970円	5,650円	3,300円	5,670円	8,200円	
	30～34歳		2,590円	4,220円	6,030円	3,590円	6,220円	9,020円	
	35～39歳		2,680円	4,390円	6,270円	3,540円	6,110円	8,850円	
	40～44歳		2,900円	4,770円	6,840円	3,780円	6,520円	9,470円	
	45～49歳		3,540円	5,960円	8,620円	4,670円	8,230円	12,020円	
	50～54歳		4,270円	7,240円	10,560円	5,730円	10,170円	14,950円	
	55～59歳		5,700円	9,800円	14,390円	7,730円	13,860円	20,480円	
	60～64歳		8,040円	14,010円	20,690円	10,870円	19,670円	29,190円	
	65～69歳		10,940円	19,080円	28,310円	15,120円	27,440円	40,850円	
	70～74歳		15,580円	26,740円	39,800円	22,360円	40,300円	60,140円	
	75～79歳		20,100円	34,550円	51,520円	30,600円	55,540円	83,010円	
80～84歳		24,180円	42,450円	63,370円	38,850円	71,790円	107,380円		
85～89歳		25,300円	44,680円	66,710円	44,410円	82,900円	124,040円		

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。
 ※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。
 ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2 が満0歳以上満89歳以下の方に限りです。

*1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。
 *2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。



がん補償(がんのリスクへの備え)

がんと診断確定*1された場合や、がん治療のために入院をされた場合等に保険金をお支払いします。

<特長>

■がんのリスクに備えて

- ・がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。
- ・入院1日目から、支払日数の制限なく入院保険金をお支払いします。
- ・三大治療*2のための通院は、入院の有無を問わず、また、支払日数の制限なく通院保険金をお支払いします。
- ・「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

*2 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。



がん診断	がんと診断確定されたときに保険金(一時金)をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*1 *1 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。
がん入院・手術	がんで入院(日帰り入院も含まれます。)や所定の手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
がん退院後療養	がんで20日以上継続して入院し、生存して退院したときに保険金をお支払いします。
がん通院 がん通院延長	がんで入院(日帰り入院も含まれます。)したときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。 なお、三大治療のための通院については、入院の有無を問わず保険金をお支払いします。
がん重度一時金	がんで所定の重度状態(がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態)となったときに保険金(一時金)をお支払いします。
がん女性特定手術	がんで乳房切除術等、所定の手術をしたときに保険金をお支払いします。
がん特定手術	がんで胃全摘除術、片側肺全摘除術等、所定の手術をしたときに保険金をお支払いします。



がんは
気になる病気よね・・・

日本の「がん(悪性新生物)」の
総患者数は、約465万人!

主ながん(悪性新生物)の患者数 (単位:万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.7	9.5
結腸および直腸	32.4	16.8	15.6
肝および肝内胆管	8.9	6.2	2.7
気管、気管支および肺	32.8	19.5	13.4
乳房	83.8	0.6	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人が
がんと診断されるといわれています。

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

さらに 心配なのは、医療費!

医療費・自己負担額の例

(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額	176,620円
差額ベッド代他	133,000円

合計 約30.9万円

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与と所得者の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター
「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから **まとまった資金の
準備ができると安心です。**

保険金をお支払いする主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：20%、損害率による割引：10%
 ※ご加入人数は1口のみです。

型		本人型				
性別		男性・女性共通			女性	
タイプ名		G1タイプ	G2タイプ	G3タイプ	WG1タイプ	WG2タイプ
ご本人	がん診断保険金額	100万円	100万円	200万円	100万円	200万円
	がん入院保険金日額(1日あたり)	—	10,000円	20,000円	10,000円	20,000円
	がん手術保険金額 (手術の種類により)	—	10万円・20万円・40万円	20万円・40万円・80万円	10万円・20万円・40万円	20万円・40万円・80万円
	がん退院後療養保険金額	—	10万円	20万円	10万円	20万円
	がん通院保険金日額(1日あたり)	—	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円
	がん通院延長保険金日額(1日あたり)	—	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円
	がん重度一時金額	—	25万円	50万円	25万円	50万円
	がん女性特定手術保険金額	—	—	—	50万円	100万円
	がん特定手術保険金額	—	50万円	100万円	50万円	100万円
保険料 (一時払)	0～4歳	590円	910円	1,830円	1,030円	2,070円
	5～9歳	690円	1,030円	2,060円	1,150円	2,300円
	10～14歳	1,050円	1,460円	2,890円	1,580円	3,130円
	15～19歳	780円	1,180円	2,330円	1,300円	2,570円
	20～24歳	390円	1,160円	2,320円	1,340円	2,680円
	25～29歳	1,940円	3,310円	6,610円	3,780円	7,540円
	30～34歳	3,550円	6,650円	13,290円	7,540円	15,060円
	35～39歳	6,610円	11,680円	23,350円	13,050円	26,090円
	40～44歳	9,150円	16,910円	33,810円	18,820円	37,630円
	45～49歳	12,780円	24,400円	48,800円	26,880円	53,760円
	50～54歳	15,940円	30,990円	61,960円	33,860円	67,690円
	55～59歳	21,280円	43,560円	87,130円	46,780円	93,570円
	60～64歳	33,020円	67,500円	135,000円	70,720円	141,440円
	65～69歳	44,280円	91,640円	183,280円	94,730円	189,470円
	70～74歳	64,270円	124,780円	249,540円	127,860円	255,690円
	75～79歳	72,340円	141,890円	283,780円	144,960円	289,930円
80～84歳	88,090円	165,610円	331,210円	168,680円	337,350円	
85～89歳	100,650円	183,330円	366,650円	186,400円	372,790円	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしておりません。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満0歳以上満89歳以下の方に限ります

※ご加入後または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)*1についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意ください。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

【今年度の主な改定点】

※通院補償につき、「三大治療のための通院」や「短期入院(日帰り入院含む)の前後の通院」も補償対象とします。

※「通院補償」の補償拡大、「がん診断保険金」等の保険料引き上げに伴い、保険料を引き上げます(ご加入タイプや年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。)

詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。



介護補償【認知症アシスト付き年金払介護】（介護への備え）

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態*1となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

<4つの特長>

■長期間の安心

介護補償(年金払介護)では、最大10年間(10回)保険金を受け取ることができますので、介護期間が長期にわたった場合も安心です。

■リーズナブルな保険料

保険金のお支払いを年金払方式とし、要介護状態*1が継続している期間にのみ保険金をお支払いすることにより、リーズナブルな保険料を実現しています。

■仕事と介護の両立

親を保険の対象となる方にしてご加入いただくことで、親が要介護状態*1となった場合に備えることができます。

■充実のサービス(認知症アシスト)

要介護状態*1となった後も継続的に保険金をお支払いする介護補償(年金払介護)では、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス(認知症介護電話相談等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。)

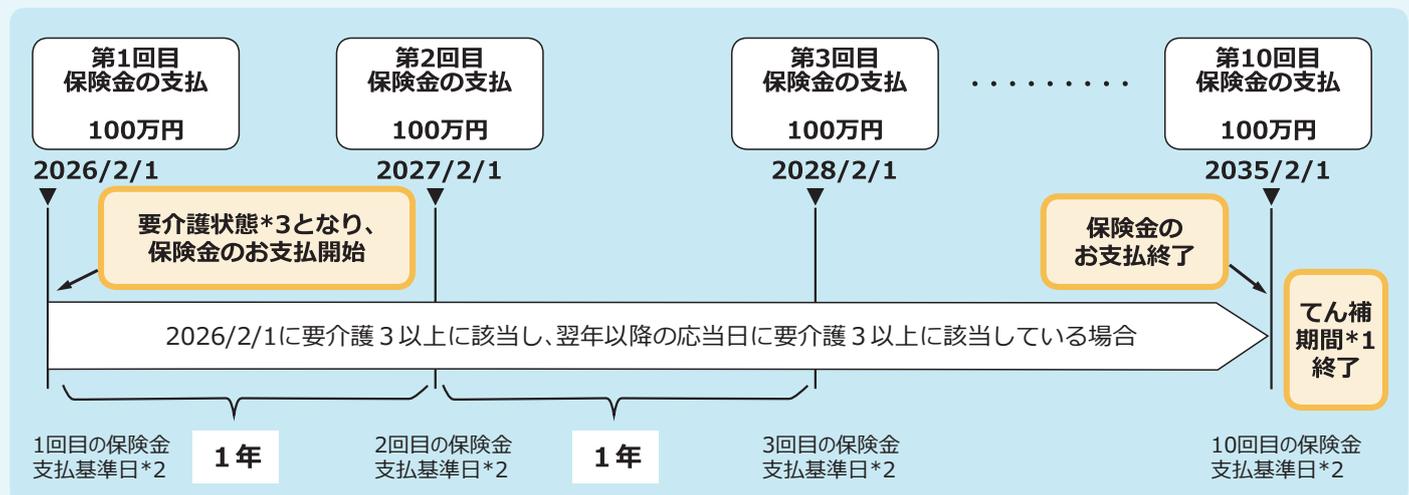
*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。



<介護補償(年金払介護)の保険金お支払い方法>

【例】

年金払介護補償保険金額(年額)：100万円、保険期間：1年間(2025/10/1~2026/10/1)
てん補期間*1：10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)



※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。

(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

※てん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。

*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)をいいます。

*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間

てん補期間*1：10年(10回目の保険金支払基準日まで)

団体割引：20%、損害率による割引：10%

※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型					
タイプ名		KGN1タイプ ^o		KGN2タイプ ^o		KGN3タイプ ^o	
年金払介護補償保険金額		30万円		50万円		100万円	
年齢	性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	40～44歳		370円	330円	620円	550円	1,250円
45～49歳		440円	400円	740円	670円	1,480円	1,340円
50～54歳		610円	550円	1,020円	920円	2,040円	1,830円
55～59歳		880円	790円	1,460円	1,320円	2,930円	2,640円
60～64歳		1,870円	1,710円	3,120円	2,840円	6,230円	5,690円
65～69歳		4,700円	5,770円	7,830円	9,610円	15,650円	19,220円
70～74歳		8,820円	13,100円	14,700円	21,830円	29,400円	43,670円
75～79歳		20,250円	30,690円	33,750円	51,150円	67,500円	102,300円
80～84歳(更新のみ)		35,450円	55,580円	59,080円	92,640円	118,160円	185,280円

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、満40歳以上満79歳以下*3の方に限ります。

*1 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

*3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。



介護補償【認知症アシスト付き一時金払介護】（介護への備え）

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度を利用して自己負担が生じる自宅改修や介護用品購入等の費用に備えることができます。

また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス(認知症介護電話相談等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください)。

補償の型

独自基準追加型 (要介護2)

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金(一時金)をお支払いします。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、「補償の概要等」をご確認ください。

「独自基準追加型」とは

【「独自基準追加型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。

これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても保険金をお支払いできるメリットがあります。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。



公的介護保険は
あるけれど…

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護にかかる
お金は…？

一時費用*1の合計：
平均**74万円**

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に必要となる主な費用の目安
(自費で購入した場合)

車いす

- 自走式 … 5~21万円
- 電動式 … 30~67万円

階段昇降機

- いす式直線階段用 …… 52万円~
- ※工事費別途

特殊寝台(介護ベッド)

- 16~61万円
- ※機能により金額は異なる

※いずれも自費で購入した場合の初期費用(目安)で、公的介護保険の対象になる場合があります。

手すり

- 廊下・階段・浴室用等 … 2万円~
- ※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)

ポータブルトイレ

- 水洗式 …… 3~7万円
- シャワー式 … 13~19万円

移動用リフト

- 据置式 … 24~90万円
- レール走行式 … 56万円~
- ※工事費別途

【出典】(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから **介護にはまとまった
資金準備があると安心です。**

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：20%、損害率による割引：10%
 ※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型		
補償の型		独自基準追加型 (要介護2)		
タイプ名		KG1タイプ [°]	KG2タイプ [°]	KG3タイプ [°]
介護補償保険金額		100万円	200万円	300万円
保険料 (一時払)	5～9歳	20円	40円	70円
	10～14歳	20円	40円	70円
	15～19歳	20円	40円	70円
	20～24歳	50円	90円	140円
	25～29歳	80円	170円	250円
	30～34歳	160円	320円	480円
	35～39歳	310円	620円	930円
	40～44歳	610円	1,230円	1,840円
	45～49歳	730円	1,460円	2,190円
	50～54歳	1,000円	2,010円	3,010円
	55～59歳	1,430円	2,860円	4,300円
	60～64歳	3,100円	6,190円	9,290円
	65～69歳	6,410円	12,820円	19,230円
	70～74歳	14,080円	28,160円	42,230円
75～79歳	32,350円	64,700円	97,050円	
80～84歳	61,170円	122,330円	183,500円	

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満5歳以上満84歳以下の方に限ります。

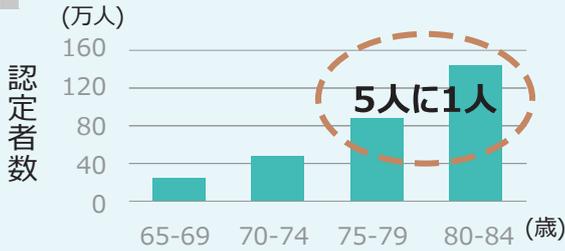
*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護になったときの
費用が不安・・・

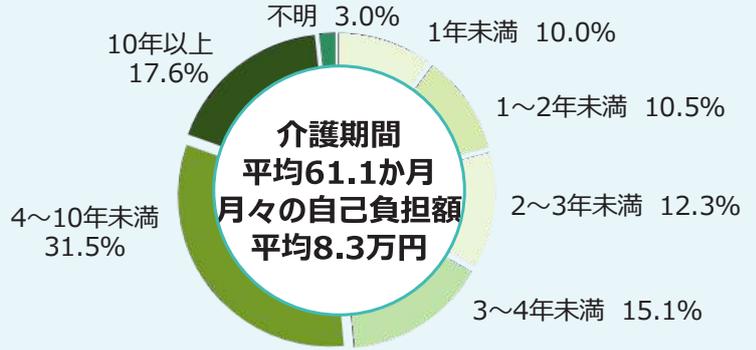
介護は身近なリスク

●要介護・要支援認定者数および認定率



【出典】「令和4年度介護保険事業状況報告」(厚生労働省)
「令和4年人口推計」(総務省統計局)をもとに東京海上日動にて作成

介護期間と自己負担額



【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

75～84歳では約5人に1人が
要介護・要支援状態に

しかも

月々の自己負担額
平均8.3万円

介護は長期間におよびます
・約64%が3年以上
・平均介護期間61.1か月

【費用総額のシミュレーション(1人あたり)】

月々の自己負担額
平均8.3万円

×

介護期間
平均61.1か月

=

費用総額
平均約507万円

※公的介護保険の自己負担分・公的介護保険対象外の自費出費額

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

実際に

「公的介護保険だけでは不十分」と感じている人が全体の57.5%にのぼっており、費用面での心配をしている方が多くいます。

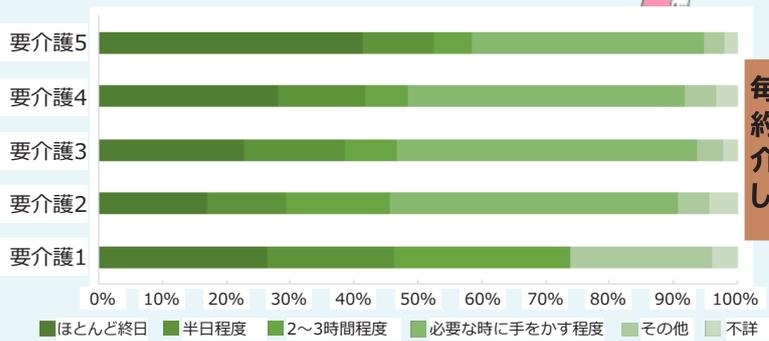
【出典】(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」

だから

長期にわたる介護費用に備えた資金準備があると安心です。

介護と仕事の両立

●同居の主な介護者の介護従事時間



【出典】「令和4年国民生活基礎調査」
(厚生労働省)をもとに
東京海上日動にて作成

働きながら介護を行う場合、
経済的負担に加え、長時間にわたる介護で
時間的にも大きな負担が生じます。

介護で
仕事をやめたくないなあ

●介護・看護離職者の数 (単位:千人)

	男女計	男性	女性
20歳代以下	5.4	3.0	2.3
30歳代	8.7	1.7	7.0
40歳代	7.6	1.6	6.0
50歳代	28.1	10.2	17.8
60歳代以上	23.0	9.3	13.7
合計	72.6	25.7	46.9

※介護・看護を理由に離職した人数

※小数第2位を四捨五入。男女別の数値と計は必ずしも一致しない

毎年
約7万人が
介護・看護離職
しています

介護離職を余儀なくされた場合、
離職によって収入が減少するリスクがあります。

【出典】「令和4年雇用動向調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

だから

介護と仕事の両立ができるよう、ホームヘルパーの活用も見据え、
資金準備があると安心です。

増加する認知症患者数の将来推計

65歳以上の 認知症 患者数	2022年	2030年	2040年	2050年	2060年
	443万人	523万人	584万人	586万人	645万人

【出典】九州大学「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究報告書」をもとに東京海上日動にて作成

認知症患者数は年々増加することが見込まれます。

介護補償は認知症アシスト
(サービスのご案内をご参照ください)で
認知症の方ご本人やご家族を支援します。

公的介護保険制度とは

介護補償(年金払介護)、
介護補償(一時金払介護) 共通



[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当 (自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間 * 1: 24時間365日

 **0120-708-110**

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、
電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の
一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット



お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

 **0120-428-834**

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住みリフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: ・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

 **0120-285-110**

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。



・認知症アシスト

自動セット

【対象となる補償】

介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*2」をご紹介します。*3

*2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

*3 年会費については、お客様にご負担いただけます。

受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・「認知症の人と家族の会」紹介:午前9時～午後5時

 **0120-775-677**

・脳の健康度チェック :午前9時～午後5時

 **0120-002-531**

・認知症介護電話相談 :午前9時～午後5時

 **0120-801-276**

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

[ホームページアドレス] <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修: 川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。



・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】

弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：
午前10時～午後6時

受付時間：

 **0120-300-575**

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：
午前7時30分～午前9時30分／
午後5時～午後10時

 **0120-106-670**

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含まれます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。



告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方がご自身でご記入ください。

介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときは、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

**保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させていただく場合があります。**

1
え
つ
と、
1
年
前
に
…



く
確
告
だ
さ
い。
せ
容
て

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

い
よ
ろ
し
く
お
願
い
し
ま
す。



加入依頼書の記入例

◆新規にご加入の場合、および現在のご加入内容に変更がある場合は、下記①～⑩のご案内に沿ってご記入ください。

※現在のご加入内容や印字内容に変更がある場合は、該当項目の印字を二重線で抹消し、変更後の内容を枠内に印字と重ならないようにご記入ください。

※本契約は自動更新です。更新しない場合は①③④にご記入・ご署名のうえ、加入依頼書をご提出いただく必要があります。

◆①④⑦については漏れなく記入し、印字されている場合は印字内容が正しいことをご確認ください。

◆加入依頼書は、保険の対象となる方(被保険者)ご本人1名につき1部必要となります。保険の対象となる方(ご本人)の人数に応じて、必要部数を《お問い合わせ先》までお申出ください。

※下記加入依頼書はイメージです。実際の加入依頼書や募集内容とは異なる場合があります。

- ①「ご記入日」：必ず記入してください。
- ②加入のお申込みをされるお客様【ご加入者】：「ご住所」、「お名前」の「カナ」・「漢字」、「電話番号」、「生年月日」、「性別」等の必要事項をご記入ください。※「電話番号」と「郵便番号」にはハイフンを入れてください。
- ③フルネームの自署をお願いします。
- ④「ご希望のお手続き」に○をしてください。
- ⑤保険の対象となる方【被保険者】
「本人のお名前」、「生年月日」、「性別」：
《ご加入者と同じ場合》
→「ご加入者と同じ」に○をし、各項目のご記入は不要です。
《ご加入者と異なる場合》
→各項目をご記入ください。
- ⑥保険の対象となる方【被保険者】
「本人のご住所」：
《ご加入者ご住所と同じ》に○をし、「本人のご住所」のご記入は不要です。
《ご加入者と異なる場合》
→「本人のご住所」をご記入ください。
- ⑦「加入者からみた続柄」：
「続柄コード」表より該当するコードをご記入ください。
「★他の保険契約等」：
該当がある場合は、「あり」に○をし、加入依頼書裏面に内容をご記入ください。
- ⑧《がん補償にご加入の場合のみ》
がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合は「がん保険金受取人氏名(カナ)」、および「被保険者本人からみた受取人の続柄」を「続柄コード」表記載のコードにてご記入ください。
- ⑨ご加入いただく「タイプ」(口数募集の場合は「口数」)をご記入ください。
- ⑩「被保険者・1回分保険料」：被保険者ごとの1回分の保険料をご記入ください。「加入者・1回分合計保険料」：加入者ごとの1回分の保険料をご記入ください。※被保険者明細が複数部の場合は、合算した保険料をご記入ください。

E 団体保険加入依頼書 東京海上日動火災保険株式会社 保険会社発行用

① 加入日(必ずご記入ください) 令和 00年 00月 00日 加入者 保険料 令和 00年 00月 00日～令和 00年 00月 00日 払込方法 口座 ×××

② 加入者 保険料 加入者 保険料 加入者 保険料

③ 加入者 保険料 加入者 保険料 加入者 保険料

④ 変更のない場合はご提出不要です。更新 1 加入内容変更 2 被保険者明細追加 3 本被保険者明細は更新しない 4 全員更新しない

⑤ 本人のお名前 カナ アンシン ヒロシ 漢字 安心 ヒロシ

⑥ 本人のご住所 カナ 漢字

⑦ 加入者からみた続柄 01

⑧ がん補償にご加入の場合のみ

⑨ タイプ

⑩ 被保険者・1回分保険料 加入者・1回分合計保険料

☆職業・職務、基本級別記入不要です。

◆健康状態告知「回答記入欄・署名欄」：

- ・C「健康状態告知書」頁にご記入、ご署名(自署)ください(E「加入依頼書」に複写されます。)
- ・下記の各補償に新規ご加入の場合、または健康状態告知が必要となる場合(B「告知の大切さ」に関するご案内)頁にてご確認ください。)にのみ、ご記入・ご署名(自署)ください(その他の場合は記入不要です。)

◆団体長期障害所得補償：質問1～3の回答・告知日・自署欄

◆医療補償・がん補償：質問1～2の回答・告知日・自署欄

◆介護補償：質問1の回答・告知日・自署欄

※介護補償のみに団体構成員のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟および同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)としてご加入いただく場合、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知することができます(この場合は、団体構成員がご署名ください。)。ただし、告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお受取りいただけないことがありますので、ご注意ください。

※被保険者(本人または家族タイプのお子様)が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等(後見人・保佐人・補助人)の代表者1名が全員の合意を得たうえで、被保険者に代わってご署名ください。(例：安心ショウタ 親権者 安心ヒロシ)

《訂正方法》

誤った記入やあらかじめ印字されている内容を二重線で抹消、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(自署)または訂正印をお願いします。

7 続柄コード	
01 本人	07 孫
02 配偶者	08 その他親族
03 父 母	10 雇用主(法人)
04 子	11 雇用主(個人事業主)
05 兄弟姉妹	12 従業員
06 祖父母	99 その他

<新規のご加入を停止しているプラン>



傷害補償(ケガへの備え)

■日常生活全般プラン

国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…交通事故によるケガ・工作中的のケガ・家庭内でのケガ・旅行中のケガ・スポーツ中のケガ



[天災危険補償特約] <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたまたは熱中症となった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

[特定感染症危険補償特約] <追加補償>

特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

*1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

[被害事故補償特約] <追加補償>

犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。

[介護保険金支払特約] <追加補償>

事故の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合で、かつ、要介護状態となった場合、181日目以降の要介護状態である期間に対して保険金をお支払いします。

■交通事故等限定プラン

[交通事故傷害危険のみ補償特約セット]

国内外での交通事故等*1により、保険の対象となる方がケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…クルマにはねられたときのケガ・駅の改札口に入ってから出るまでのケガ

*1 交通事故等の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



死亡・後遺障害

ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガや熱中症で入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日からAT1、BT1、CT1、MT1、NT1、OT1、AT、AT01、SAT1、SAT2、SAT5、AT2、BT2、CT2、SBT1、SBT2タイプは180日、FTS、CTS、PTS、STF、STC、SPK、STP、FTA、FTB、CTA、CTB、PTA、PTBタイプは1,000日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故についてAT1、BT1、CT1、MT1、NT1、OT1、AT、AT01、SAT1、SAT2、SAT5、AT2、BT2、CT2、SBT1、SBT2タイプは180日、FTS、CTS、PTS、STF、STC、SPK、STP、FTA、FTB、CTA、CTB、PTA、PTBタイプは1,000日を限度とします。

*2 事故の日からAT1、BT1、CT1、MT1、NT1、OT1、AT、AT01、SAT1、SAT2、SAT5、AT2、BT2、CT2、SBT1、SBT2タイプは180日以内、FTS、CTS、PTS、STF、STC、SPK、STP、FTA、FTB、CTA、CTB、PTA、PTBタイプは1,000日以内に受けた手術に限り、また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガや熱中症で通院*3した場合に保険金をお支払いします。

*3 事故の日からAT1、BT1、CT1、MT1、NT1、OT1、SAT1、SAT2、SAT5、AT2、BT2、CT2、SBT1、SBT2タイプは180日、FTS、CTS、PTS、STF、STC、SPK、STP、FTA、FTB、CTA、CTB、PTA、PTBタイプは1,000日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン		日常生活全般プラン					
型		家族型			夫婦型		
タイプ名		AT1タイプ	BT1タイプ	CT1タイプ	MT1タイプ	NT1タイプ	OT1タイプ
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	111万円	200万円	312万円	100万円	396万円	449万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	1,200円	2,200円	3,400円	2,600円	4,100円	6,500円
	通院保険金日額(1日あたり)	600円	1,500円	2,200円	1,400円	2,500円	4,200円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	55万円	60万円	110万円	50万円	330万円	390万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	1,200円	2,200円	3,400円	2,600円	4,100円	6,500円
	通院保険金日額(1日あたり)	600円	1,500円	2,200円	1,400円	2,500円	4,200円
ご親族	死亡・後遺障害保険金額	55万円	60万円	110万円	-	-	-
	入院保険金日額*1(1日あたり)	1,200円	2,200円	3,400円	-	-	-
	通院保険金日額(1日あたり)	600円	1,500円	2,200円	-	-	-
保険料(一時払)		10,270円	21,130円	32,090円	11,030円	23,180円	34,950円

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の① 重大手術*2：40倍、② ①以外の入院中の手術：20倍、③ ①および②以外の手術：5倍となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%
 ※ご加入口数は1口のみです。

プラン		日常生活全般プラン				
型		本人型				
タイプ名		ATタイプ	AT01タイプ	SAT1タイプ	SAT2タイプ	SAT5タイプ
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	254万円	254万円	145万円	385万円	1,073万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	7,500円
	通院保険金日額(1日あたり)	—	—	1,000円	2,000円	5,000円
保険料(一時払)		3,480円	3,480円	4,760円	10,410円	27,070円

プラン		日常生活全般プラン						
型		家族型	夫婦型	本人型	家族型	夫婦型	本人型	
タイプ名		FTSタイプ	CTSタイプ	PTSタイプ	STFタイプ	STCタイプ	SPKタイプ	STPタイプ
天災危険補償特約		○	○	○	○	○	○	○
特定感染症危険補償特約*2		—	—	—	○	○	○	○
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	—	—	—	150万円	150万円	150万円	150万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	4,600円	8,900円	8,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	通院保険金日額(1日あたり)	2,000円	4,100円	4,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	—	—	—	150万円	150万円	—	—
	入院保険金日額*1(1日あたり)	4,200円	8,800円	—	1,500円	1,500円	—	—
	通院保険金日額(1日あたり)	2,000円	4,100円	—	1,000円	1,000円	—	—
ご親族	死亡・後遺障害保険金額	—	—	—	150万円	—	—	—
	入院保険金日額*1(1日あたり)	4,200円	—	—	1,500円	—	—	—
	通院保険金日額(1日あたり)	2,000円	—	—	1,000円	—	—	—
保険料(一時払)		31,060円	34,070円	17,790円	22,310円	12,080円	6,350円	6,350円

プラン		日常生活全般プラン					
型		家族型		夫婦型		本人型	
タイプ名		FTAタイプ	FTBタイプ	CTAタイプ	CTBタイプ	PTAタイプ	PTBタイプ
天災危険補償特約		○	○	○	○	○	○
特定感染症危険補償特約*2		○	○	○	○	○	○
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	111万円	166万円	370万円	371万円	270万円	628万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	2,000円	3,100円	4,100円	6,500円	3,000円	5,900円
	通院保険金日額(1日あたり)	1,400円	2,100円	2,700円	4,300円	1,700円	3,800円
	介護保険金額(年額)	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円
	被害事故補償保険金額	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	50万円	60万円	200万円	140万円	—	—
	入院保険金日額*1(1日あたり)	2,000円	3,100円	4,100円	6,500円	—	—
	通院保険金日額(1日あたり)	1,400円	2,100円	2,700円	4,300円	—	—
	介護保険金額(年額)	120万円	120万円	120万円	120万円	—	—
	被害事故補償保険金額	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	—	—
ご親族	死亡・後遺障害保険金額	50万円	60万円	—	—	—	—
	入院保険金日額*1(1日あたり)	2,000円	3,100円	—	—	—	—
	通院保険金日額(1日あたり)	1,400円	2,100円	—	—	—	—
	介護保険金額(年額)	120万円	120万円	—	—	—	—
	被害事故補償保険金額	3,000万円	3,000万円	—	—	—	—
保険料(一時払)		27,740円	39,840円	31,340円	44,020円	12,400円	25,990円

※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしておりません。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の

- ① 重大手術*3：40倍
- ② ①以外の入院中の手術：20倍
- ③ ①および②以外の手術5倍

となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します(死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象外です。)

*3 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：20%、損害率による割引：10%
 ※ご加入口数は1口のみです。

プラン		交通事故等限定プラン				
型		家族型			本人型	
タイプ名		AT2タイプ	BT2タイプ	CT2タイプ	SBT1タイプ	SBT2タイプ
交通事故傷害危険のみ補償特約		○	○	○	○	○
本人	死亡・後遺障害保険金額	526万円	1,261万円	1,849万円	58万円	301万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	3,000円	6,000円	8,500円	5,500円	11,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	1,800円	3,400円	5,500円	3,400円	6,800円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	360万円	820万円	1,210万円	-	-
	入院保険金日額*1(1日あたり)	3,000円	6,000円	8,500円	-	-
	通院保険金日額(1日あたり)	1,800円	3,400円	5,500円	-	-
親族	死亡・後遺障害保険金額	360万円	820万円	1,210万円	-	-
	入院保険金日額*1(1日あたり)	3,000円	6,000円	8,500円	-	-
	通院保険金日額(1日あたり)	1,800円	3,400円	5,500円	-	-
保険料(一時払)		7,440円	15,330円	23,550円	4,140円	8,720円

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしていません。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の

- ① 重大手術*2：40倍
- ② ①以外の入院中の手術：20倍
- ③ ①および②以外の手術5倍

となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

【今年度の主な改定点】

※熱中症を補償対象とします。

※熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプにより、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。

詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

<新規のご加入を停止しているプラン>



個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

■日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば…・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

- ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- ・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
- ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
- ・ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%
 ※ご加入口数は1口のみです。

プラン		日常生活全般プラン
タイプ名		Aタイプ
型		家族型
個人賠償責任	保険金額	国内：1億円 国外：1億円
	保険料(一時払)	930円

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

<新規のご加入を停止しているプラン>



携行品(身の回り品への備え)

■携行品基本プラン

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

例えば…
 ・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
 ・外出中、ハンドバッグをひったくられた。
 ・ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%
 ※ご加入口数は1口のみです。

プラン	携行品基本プラン	
	本人型	
タイプ名	ATタイプ	SPKタイプ
保険金額	10万円	10万円
免責金額(自己負担額)	5,000円	5,000円
保険料(一時払)	560円	560円

<新規のご加入を停止しているプラン>



救援者費用等(事故時の救援活動費用への備え)

国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等で、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。

例えば…
 ・乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。
 ・ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%
 ※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型		
	ATタイプ	AT01タイプ	SPKタイプ
タイプ名			
保険金額	300万円	300万円	300万円
保険料(一時払)	140円	140円	140円

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

MEMO

MEMO

MEMO

お申込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

募集期間		2026年2月24日から2026年3月27日まで
保険料の払込方法		ご指定の口座より2026年7月28日に引き落とします(一時払)。
新規ご加入の方		「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、お問い合わせ先へご提出ください。 加入依頼書の記入方法等につきましては、「加入依頼書の記入例」をご参照ください。
現在ご加入の方	変更を希望される方	上記「新規ご加入の方」に記載のお手続きと同様にお手続きください。 更新を希望されない方も同様にお手続きください。
	前年同等プランで更新される方	今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です(自動更新になります。)*1

現在ご加入の方への大切なお知らせ

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

■この保険は、四国旅客鉄道株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として四国旅客鉄道株式会社が有します。

*1 <ご注意> 現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

※このチラシは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入(同じ内容で更新する場合を含みます。)にあたっては、必ず表紙2次元コードからアクセス先に掲載の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

※保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

《お問い合わせ先》

代理店

ジェイアール四国保険センター (受付時間：平日午前9時～午後5時)

【香川地区】(担当：山下、高井、佐藤、垣見) 【徳島地区】(担当：吉野、後藤)

【高知地区】(担当：高井)

住所：〒760-0011

香川県高松市浜ノ町8-24

TEL：(NTT・高松地区) 087-851-6003

(NTT・高知地区) 088-871-1307(転送)

FAX：087-851-7010

住所：〒770-0831

徳島県徳島市寺島本町西1丁目61-5F

TEL：(NTT) 088-625-5701

FAX：088-623-1305

【愛媛地区】(担当：高本)

住所：〒790-0063

愛媛県松山市辻町1-27 ケルンビル2階

TEL：(NTT) 089-989-9610

FAX：089-945-2378

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 高松法人営業課

住所：〒760-8527 香川県高松市古新町3-1 東明ビル11階

TEL：087-822-6019 (受付時間：平日午前9時～午後5時) FAX：050-3385-7181



《事故時の連絡先》

代理店

ジェイアール四国保険センター (受付時間：平日午前9時～午後5時)

【香川地区】(担当：山下、高井、佐藤、垣見)

【高知地区】(担当：高井)

TEL：(NTT・高松地区) 087-851-6003

(NTT・高知地区) 088-871-1307(転送)

【徳島地区】(担当：吉野、後藤)

TEL：(NTT) 088-625-5701

【愛媛地区】(担当：高本)

TEL：(NTT) 089-989-9610



事故受付センター

(東京海上日動安心110番)

TEL：0120-720-110

(受付時間：24時間365日)